

平成二十年文部科学省令第二十九号

## 規則

**第四条** (受領報告書及び受領証明書の作成等)  
障害のある児童及び生徒のための教科用  
特定図書等の普及の促進等に関する法律施行会  
(平成二十年政令第二百八十一号。以下「令」)

2 令第四条第二項の規定により都道府県の教育監督機関において「受領冊数集計報告書」という。)は、別に定める様式により作成しなければならない。

第九

科用特定図書等需要票に基づき、標準教科用特  
定図書等需要集計一覧表を別に定める様式によ  
り作成して、文部科学大臣に提出しなければな  
らない。

附則

1 (施行期日)  
この省令は、法の施行の日（平成二十年九月十七日）から施行し、平成二十一年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用する。

附則(平成二号)

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

10